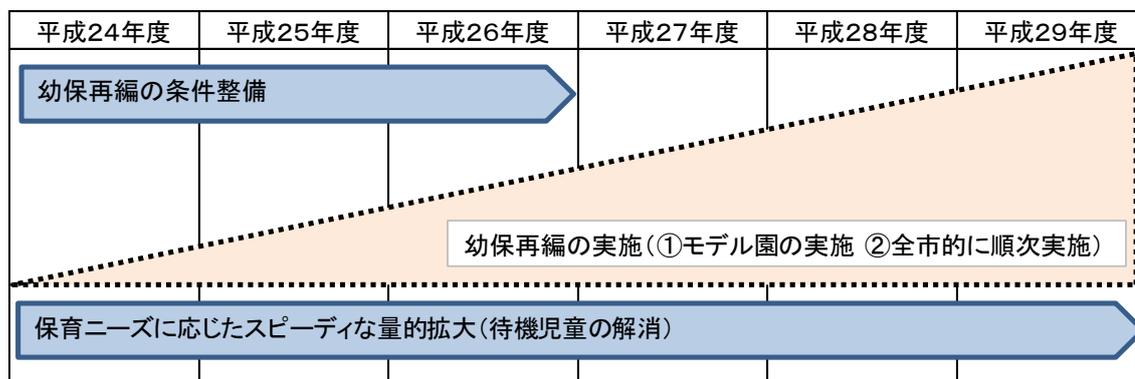


奈良市幼保再編基本計画の基本事項

奈良市幼保再編計画の策定にあたり、以下のことを基本事項とする。

- 1 市立幼稚園と市立保育所を新たな「幼保連携型認定こども園」に再編する。
- 2 市立幼稚園及び市立保育所の再編にあたっては、私立幼稚園、民間保育所の最大限の活用を図ることとし、市立施設の配置は、私立幼稚園・民間保育所の収容能力や位置関係を考慮する。
- 3 市立認定こども園の定員を原則90～170人とする。
- 4 過小規模の幼稚園等については、施設型保育としての位置づけは廃止するが、地域の保育ニーズにより地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）での対応を検討する。
- 5 地域型保育については、当面、小規模保育（利用定員6人以上19人以下の保育サービス）、家庭的保育、事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）の3つについて検討する。なお、居宅訪問型保育については、これらの後に必要があれば検討する。
- 6 幼保再編の実施についてのスケジュール

国の子ども・子育て関連3法の動向を踏まえて、下図のスケジュールで実施していく。



- 7 モデル園や待機児童対策（民間保育所の新設・分園、幼稚園での預かり保育の拡充、家庭的保育事業の取組み）は、できることから速やかに実施していく。